

令和3年度 厚生労働省 発達障害者支援施策について

令和3年2月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

発達障害者支援に関する主な施策について

発達障害者支援法において、国や地方公共団体等が発達障害者への支援(早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族等への支援、人材の確保 等)を推進するよう規定されており、具体的には、主に以下の施策を講じている。

総合的な支援

- ・「発達障害者支援センター」における相談支援等
- R3拡充** ・発達障害者支援体制整備事業〔都道府県・指定都市〕(発達障害者地域支援マネジャーの配置 等)

早期の診断

- ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業〔都道府県・指定都市〕
- ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業〔都道府県・指定都市〕

地域での継続的な医療の対応

- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業〔都道府県・指定都市〕

発達障害児への発達支援

- ・児童福祉法に基づく給付(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
- ・巡回支援専門員整備事業〔市区町村〕

家族等への支援

- ・発達障害児者及び家族等支援事業〔都道府県・市町村〕
(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施 等)

関係機関の連携

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業〔市町村〕
(地域連携推進マネジャーを配置し、教育・福祉・家庭の関係構築の場の設置や合同研修等を実施。)

人材育成

- ・国立障害者リハビリテーションセンターや国立精神・神経医療研究センターにおいて各種研修の実施

地域生活支援事業における発達障害児者支援関係予算

令和3年度予算案

地域生活支援事業費補助金 51,320,801千円の内数(50,542,124千円の内数)

- 巡回支援専門員整備(市町村任意事業)
- 発達障害者支援センター運営事業(都道府県必須事業)
- 発達障害者支援地域協議会(都道府県必須事業)
- 家庭・教育・福祉連携推進事業(市町村任意事業)

予算の範囲内で国が50/100以内を補助できる予算

国が1/2を補助する予算

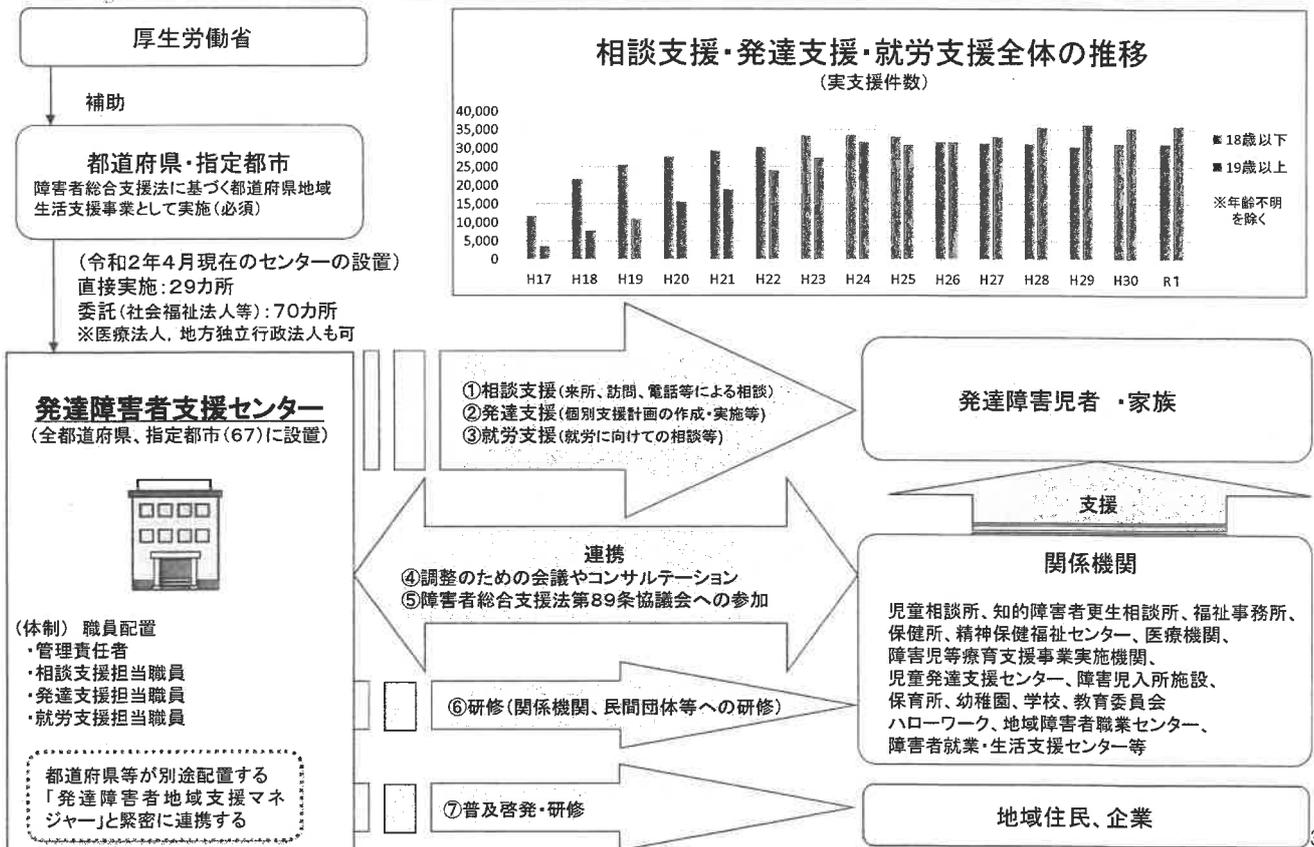
地域生活支援促進事業 6,221,771千円の内数(5,451,219千円の内数)

- 発達障害者支援体制整備(都道府県任意事業)【拡充】 270,714千円(218,454千円)
- 発達障害児者地域生活支援モデル事業(都道府県・市町村任意事業) 28,586千円(28,586千円)
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(都道府県任意事業) 19,408千円(21,564千円)
- 発達障害児者及び家族等支援事業(都道府県・市町村任意事業) 163,281千円(163,281千円)
- 発達障害診断待機解消事業(都道府県任意事業) 92,909千円(82,187千円)
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

世界自閉症啓発デー普及啓発関係予算

※括弧書きの金額は前年度予算額

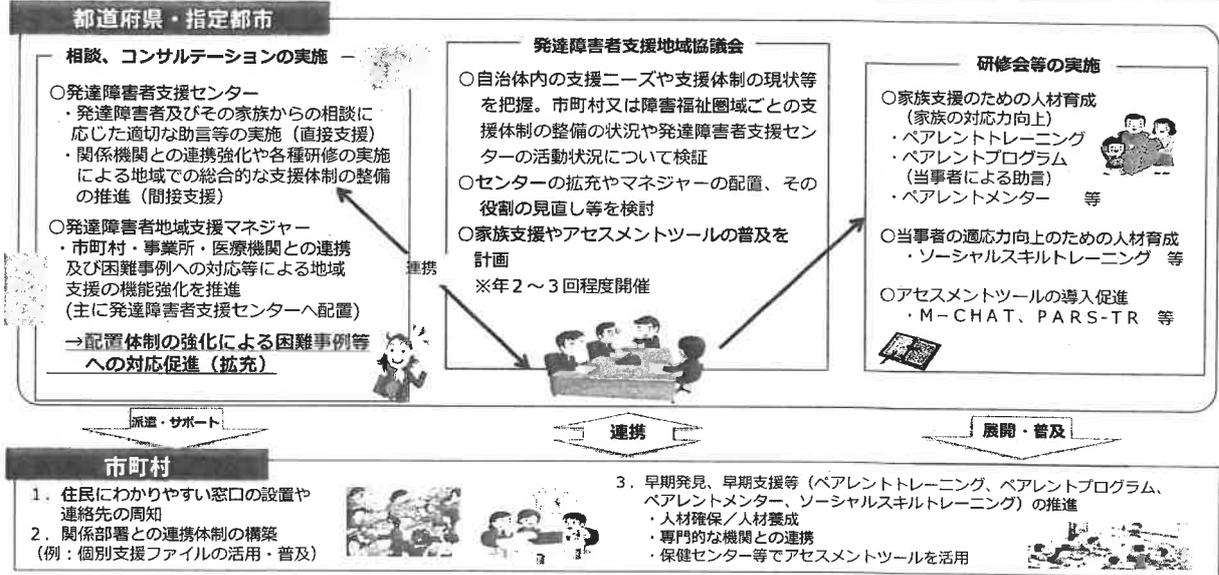
発達障害者支援センター運営事業



発達障害者支援体制整備事業【拡充】

本事業では、乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和3年度予算案において、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。



発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（平成26年度～）

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心
 ・原則として、センターの事業として実施
 ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及

事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上

（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する

適切な医療の提供

（求められる医療機関の取組）

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療

発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備について

■発達障害者支援法 第5条

- 1 市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

■障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

・市町村事業(任意)「巡回支援専門員整備」

発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。

・都道府県事業(任意)「発達障害者支援体制整備」

- ① 発達障害地域支援マネージャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。
- ② 発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

アセスメントツールの例

M-CHAT(1歳6か月健診で使用可能)

Modified - Checklist for Autism in Toddlers
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)

対象: 16~30か月の幼児

方法: 養育者が質問紙に記入する

目的: 社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する

PARS-TR(3歳児健診以降で使用可能)

Parent-interview ASD Rating Scales - Text Revision
(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)

対象: 3歳以上の児者

方法: 専門家が養育者へのインタビューを行う

目的: 幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する

CLASP

Check List of obscure disAbilitieS in Preschoolers
(顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出するチェックリスト)

対象: 5~6歳(年長児)

方法: 幼稚園・保育所の先生等が質問紙に記入

目的: 就学前に顕在化しにくい発達障害(吃音症・チック症・LD・発達性協調運動障害)の可能性について把握する

6

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

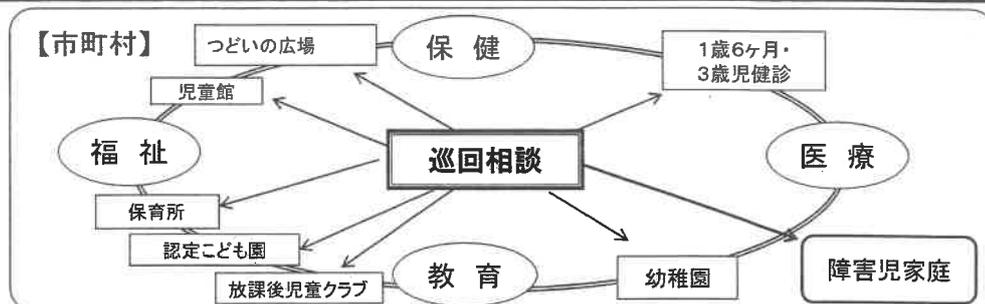
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、作業療法士、言語聴覚士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



発達障害児者及び家族等支援事業

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1/2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング (SST) の実施 等



発達障害者等青年期支援事業



- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

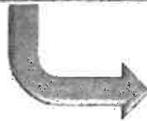
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート



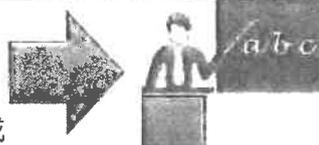
地域連携推進マネジャー

多領域の関係者の関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成



地域連携推進マネジャー

研修の開催

教育・福祉の支援者の相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



地域連携推進マネジャー

保護者等が適切な支援にたどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

10

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

国

国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】(国の研修)・・・令和2年度より改変
・発達障害者支援研修 指導者養成研修パートⅠ～Ⅲ



指導者養成研修

都道府県・政令市

地方

・専門的な診療
・症状が落ち着いた場合
かかりつけ医の紹介

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



連携

【本事業の補助対象】
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

発達障害児者と家族



・初診の対応
・重篤な症状の場合
専門機関の紹介

地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



11

発達障害診断待機解消事業

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

【令和3年度予算案】 92,909千円（82,187千円）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関し、次の内容を取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施
（実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ）
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容を取り組む。

- 人材育成・実地研修
地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など
- 情報収集・提供
受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など
- ネットワーク構築・運営
地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施
- 発達障害医療コーディネーターの配置
医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整

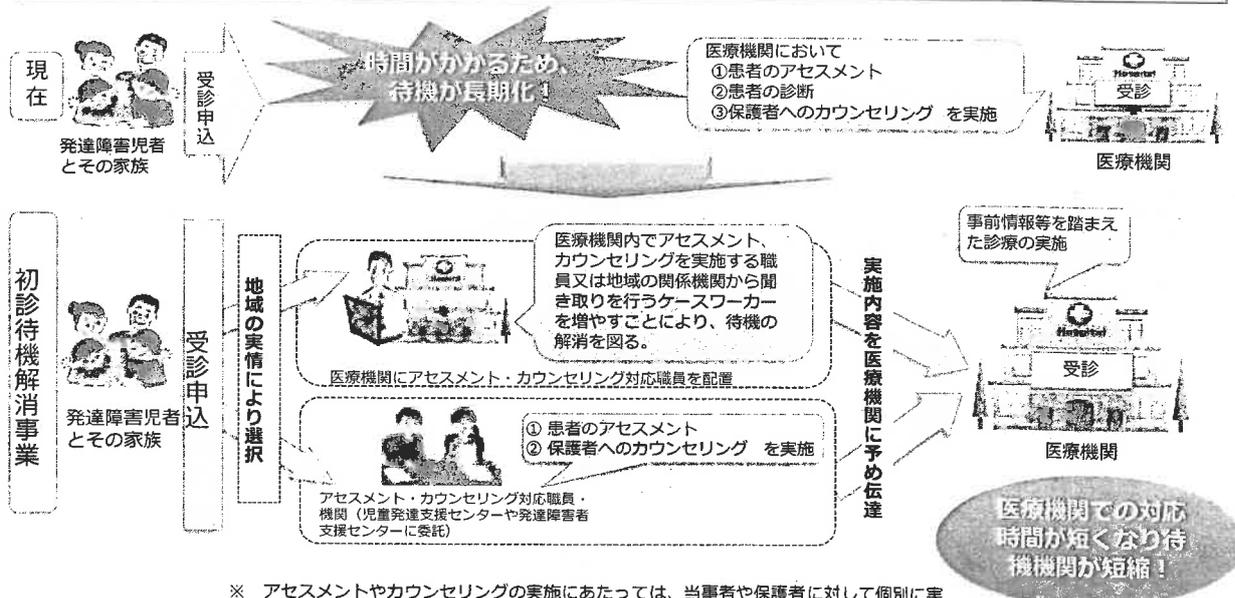
両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

12

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

【事業概要】

発達障害の診断にかかる初診待機の解消を目的として、発達障害の診断を行う医療機関が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関へのアセスメント対応職員の配置又はアセスメントの外部委託するなどにより、アセスメントの強化を行う。



※ アセスメントやカウンセリングの実施にあたっては、当事者や保護者に対して個別に実施することに加え、親子が参加する集団場面等を設定し、子どもの行動観察等による情報収集を行い、それを事前情報として診断に活用することも可能。

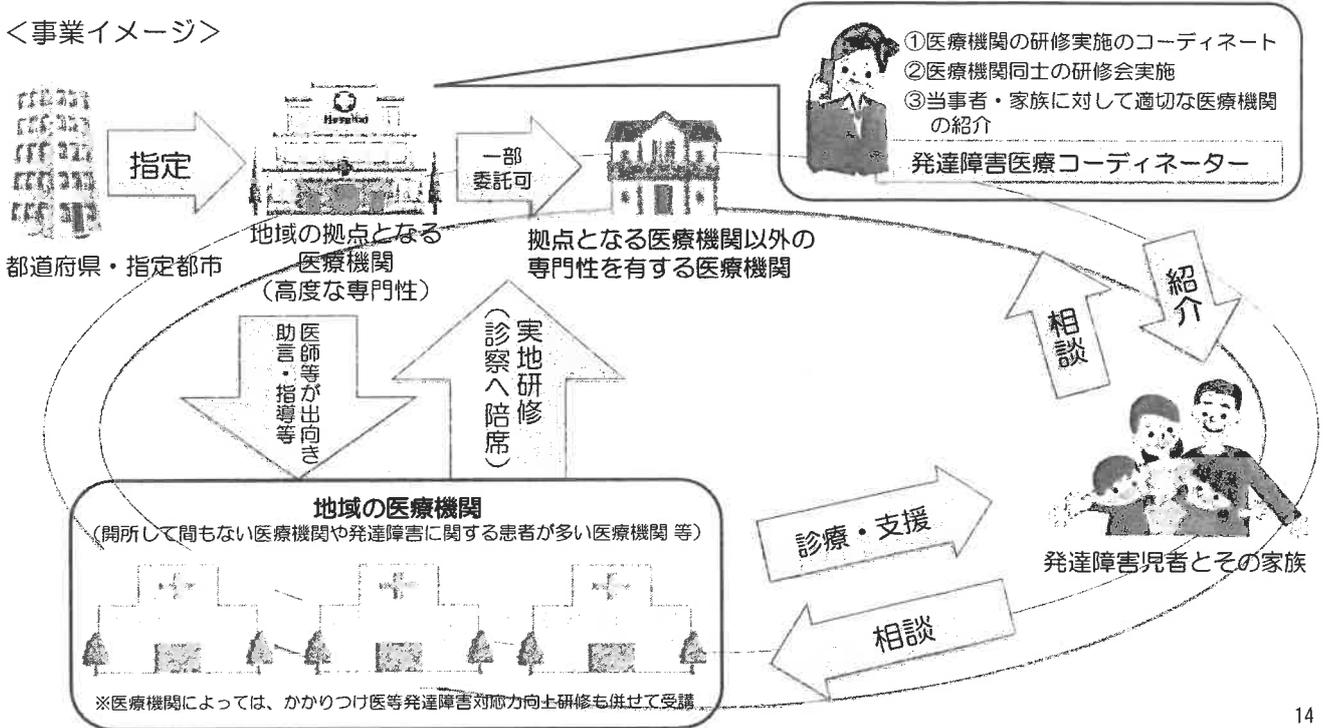
13

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

【事業概要】

発達障害の専門的医療機関の確保を目的として、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関の研修実施のコーディネートを行う発達障害医療コーディネーターの配置を行う。

<事業イメージ>



14

発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
(モデル事業の企画・推進等)

発達障害者支援マネージャー
(モデル事業の進行管理、情報収集等)

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

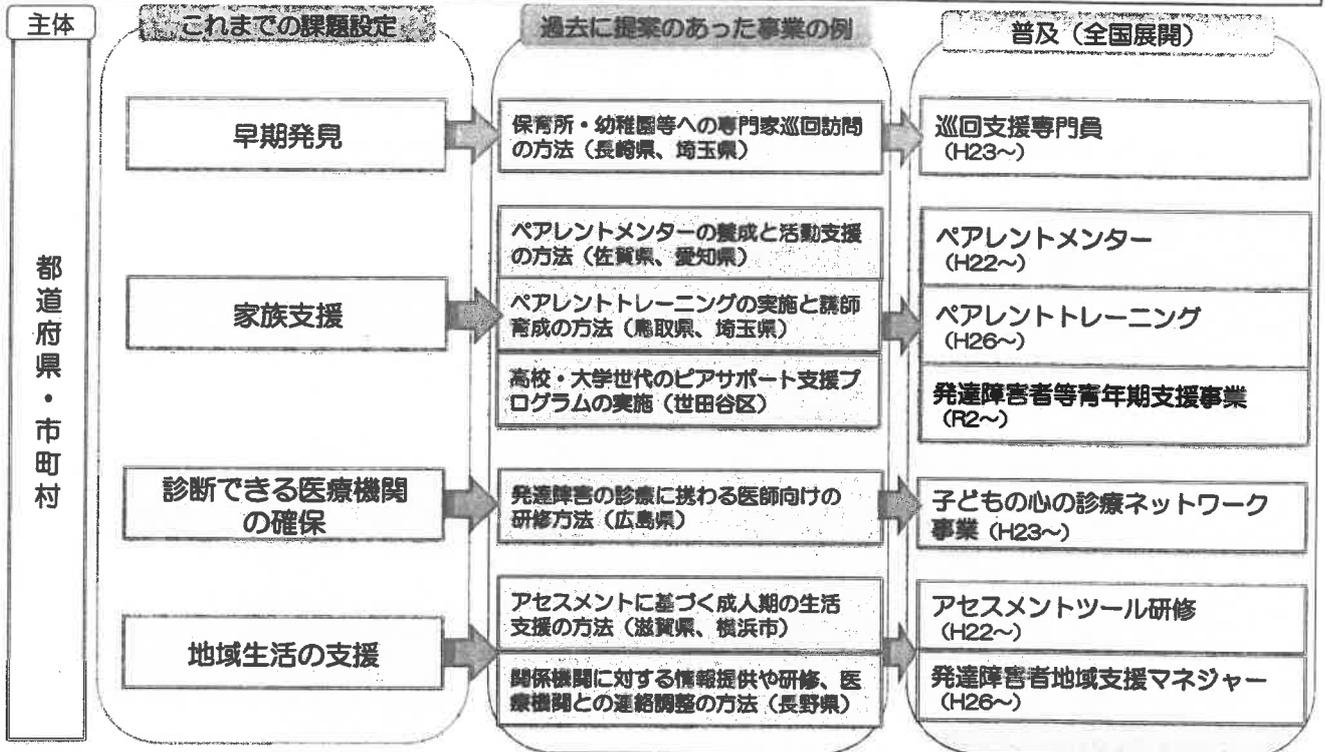
<テーマ>

- ① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
(例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など)
- ② 発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
(例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など)
- ③ ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
(例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など)

15

発達障害者児者支援開発事業(モデル事業:H19年度～)

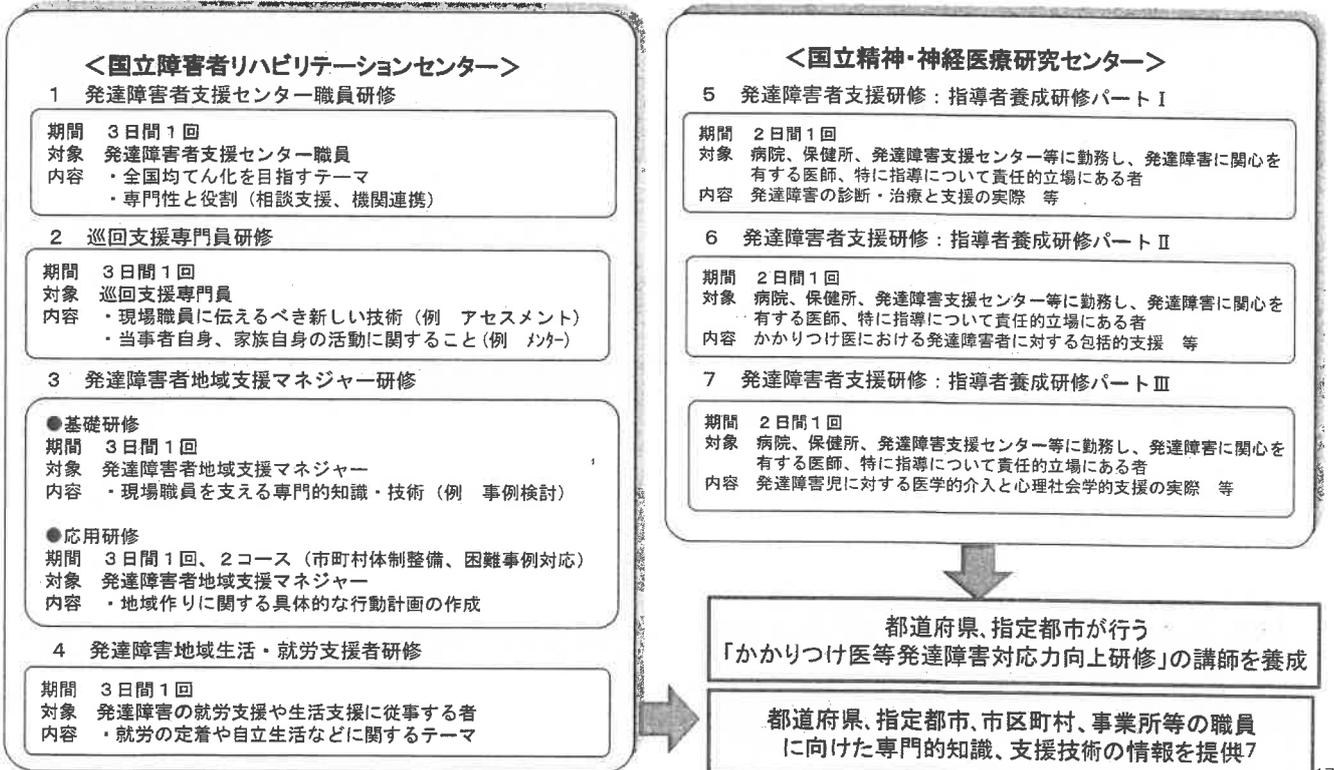
発達障害者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。



16

発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。



17

世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。

・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発ポスター>



<オフィシャルHP>



18

現在進められている発達障害者支援関連の調査・研究

●国立開発研究法人日本医療研究開発機構 (AMED)

- 発達障害者の緊急時支援のチーム支援活動に関するマニュアル開発のための研究 (H30～R2)
- 発達障害を有する大学生（中退者、引きこもりを含む）へのショートケアプログラム開発と包括的支援システムの構築 (H30～R2)

●厚生労働科学研究補助金事業

- 言語を用いるコミュニケーションに困難さを持つ発達障害児者（吃音、トゥレット、場面緘黙）の実態把握と支援のための研究 (R1～R2)
- 国立機関・専門家の連携と地域研修の実態調査による発達障害児者支援の効果的な研修 (R1～R2)
- ペアレントトレーニングの効果測定のための日本語版児童愛着面接/親子社会サポート評価面接/MRI 信号評価の実用化と実施者養成研修カリキュラムの開発-オンライン提供を含めて (R2～R3)
- 青年期・成人期の自閉スペクトラム症および注意欠如多動症の社会的課題に対応するプログラムの開発と展開 (R2～R3)

●令和2年度障害者総合福祉推進事業

- 発達障害児者の感覚の問題に対する評価と支援の有用性の調査
- 発達障害者支援における高齢期支援に関する実態調査
- 地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成

19